

# —重要なお知らせ—

会員の皆様へ

(一社)電気設備学会  
会長 石井 勝

## 代議員制の導入検討に向けたパブリックコメントの募集

現在、学会では、総会運営の効率化を目指し多くの学会で採用している、代議員制の導入に向けた検討を進めています。

学会運営の根幹に関わる重要な事項であり、次に検討中の代議員制の概要をご紹介しますので、会員の皆様より忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

いただいたご意見は、より良い制度となるように今後の検討に反映させていただきます。

### 1. 代議員制の概要

#### 1.1 なぜ、代議員制を導入するのか？

電気設備学会は、毎年1回正会員による定時総会を開催していますが、5400名を超える正会員が全国各地に散在しているため総会参加の負担が大きく、参加者のうち委任状による出席者が大多数を占め、本人出席率は2%を下回っている状況です。また、総会開催には開催通知の発送など事務処理負担が大きく、成立要件である過半数の出席(含委任状)を確保するために、例年理事の方々に委任状の回収を依頼するなど、関係者の方々に多大な労力をお掛けしています。さらに、重要議案の議決(定款の変更等)には2/3以上の同意が必要であり、事務所移転に伴う定款変更の際には、より一層の負担をお掛けしました。

そこで、これらの課題を解決するために、多数の会員を擁する多くの学会で採用されている代議員制を本学会にも導入し、総会運営の効率化を図りたいと思います。

#### 1.2 代議員制とは何か？

総会の構成員は、現状では全正会員ですが(直接民主制)、代議員制では正会員の中から選挙で選出された代議員になり(代表民主制)、人数が減ることにより定足の確保など総会運営が効率的になります(図-1)。

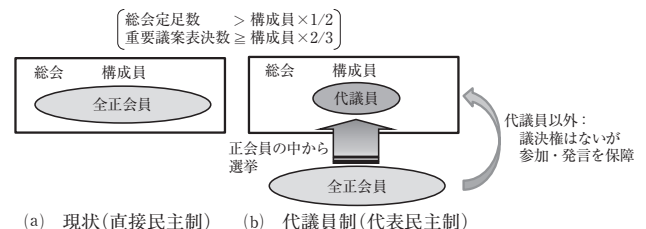


図-1 現状と代議員制の比較

### 1.3 他学会での導入状況はどうか？

代議員制は、電気・情報関連5学会を始め日本建築学会、日本機械学会など、会員規模が数千名以上の学会の多くで導入されており、公益法人制度改革で法的に総会の定足数や表決数が規定されたのを機に(2008年12月施行)、その導入は拡大しています。

### 1.4 代議員制のメリットはどこにあるのか？

本学会に代議員制を導入した場合、総会の構成員が大幅に減少し [5400人(全正会員)→約110人(代議員)], 定足数等の確保が容易になり、確実に機動的な総会運営が可能になります。事務処理面では、理事経由による資料の配布・委任状の集約が不要になるとともに、関連資料の印刷・発送費も削減されるなど、メリットは大きい。

### 1.5 正会員の権利はどう変わるのか？

代議員でない正会員は、総会における議案に対する議決権がなくなりますが、従来どおり総会に出席して、意見を述べることはできます。

正会員は、総会の議決権を代議員に委ねることになりますので、代議員選挙では正会員に等しく、選挙権及び被選挙権が保障されます。

その他の正会員の権利については、変更はありません。

### 1.6 代議員の選挙はどのように行われるのか？

現在、他学会の導入事例も参考に、定数を正会員の比率で50分の1程度(約110名)とし、役員選挙との同時実施や候補者を学会推薦と立候補により選定するなど、公正・公平で効率的な選挙制度を検討中です(表-1)。

表-1 検討中の代議員選挙制度

(a) 定数	・おおむね正会員比率 1/50 と規定して、 2年に1回確認し、必要に応じ見直す。 (試算：2017.6.3 5418名×1/50≒110名)
(b) 選挙権/被選挙権	正会員(現在の総会構成員である正会員とする)
(c) 任期	2年(役員選挙との同時実施による効率化を考慮し、役員と同様2年とする)
(d) 立候補	①立候補(HPに公示し、受付) 正会員5名の推薦を得た正会員立候補者 ②学会推薦による立候補 学会の各種事業に推進的役割をもつ正会員の中から、次の基準で推薦 ・現役員及び次期役員理事会推薦立候補者 ・現評議員及び次期評議員理事会推薦立候補者 ・支部役員及び支部推薦立候補者 ・その他理事会推薦立候補者

### 1.7 導入までのスケジュールはどうなるのか？

皆様からのご意見を踏まえて更に検討を進め、選挙事務の効率化を考慮し代議員選挙と役員選挙(2019年3月～4月)の同時実施を目指して、第30回定時総会(2018年6月)で導入に必要な定款変更を行い、2019年度から制度の運用を開始したいと考えています(表-2)。

表-2 代議員制導入までの主なスケジュール

	2017			2018				2019
	～2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q
1. 代議員制度の設計								
⇒総会(承認)				◆承認				代議員による総会→◆
⇒理事会(報告・承認)	■中間報告			■承認				
⇒会員(パブコム・周知)	▲パブコム			▲周知				
○制度設計案の検討	←————→							
2. 選挙の実施								
⇒会員(立候補・投票)							立候補▲	★投票
○選挙の準備							←————→	

## 2. パブリックコメントの募集要領

- ①受付期間：2017年10月10日(火)～11月20日(月)まで(会告に掲載する10月号郵送日から1か月程度)
- ②送付方法：E-mail, FAX又は郵送
- ③様式：自由(会員氏名をご記入ください)
- ④送付先・問合せ先

(一社)電気設備学会 事務局

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6  
堀留ゼネラルビル3階

TEL：03-6206-2720 FAX：03-6206-2730

E-mail：酒井利明 (dsg30@ieiej.or.jp)